金沢市ラッピングバスガイドライン

平成25年4月1日 策定令和4年1月1日 改定

金沢市

1 目的・趣旨

公共交通機関である路線バスは、日常的に公共空間を移動するものであり、いわば移動景観として、市民や観光客の目に無条件に飛び込んでくる特性を有している。

そのため、金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則別表第4に規定する移動広告物のうち「路線バスの車体の大部分に印刷したフィルムを貼り付ける方法により表示する屋外広告物」(以下、「ラッピング広告」という。)について、広告主、バス事業者およびラッピング広告の製作に関わる者は、道路交通の安全性や、公共交通機関の性格に照らした情報内容への配慮と併せて、金沢市の良好な景観の形成に特に配慮することが求められる。

本ガイドラインは、金沢らしいラッピング広告のあり方を示すものである。

2 適用範囲

本ガイドラインは、原則として金沢市内に車庫を有し、主に市内を走行する路線バスにラッピング広告を施す場合に適用し、金沢市外を行き先とする高速バス等には適用しない。

3 ラッピングバスの走行台数

- (1) 市内を走行するラッピングバス台数の上限は設定しない。
- (2) 1 広告主あたりのラッピングバス台数は1台を原則とする。ただし、金沢市屋外広告物審査会(以下、「審査会」という。)が、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮されたものと認める場合は、この限りでない。

4 走行禁止区域

走行禁止区域は設定しない。

5 ラッピングバスの規格

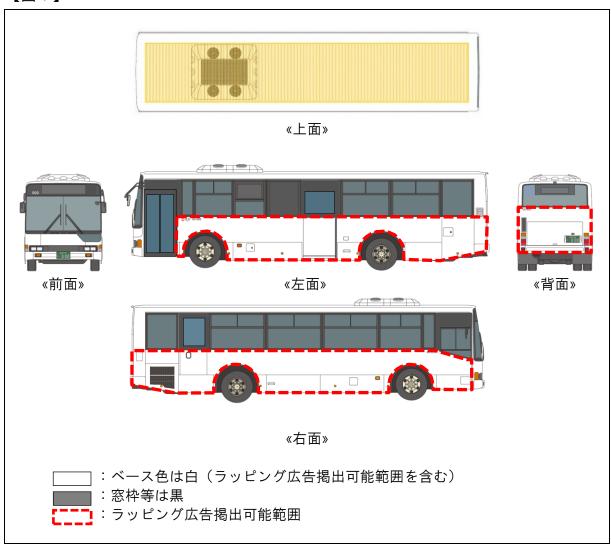
路線バスとしての認識性を高め、また、金沢らしさを発信するために、図1の とおりラッピングバスの統一の規格を設ける。

(1) 車体のベース色は白とする。

※ベースとなる白は、スリーエムジャパン Scotchcal Graphic Film 品番: IJ180Cv3-10XRと同等品とする。

- (2)窓枠等は黒とする。
- (3) ラッピング広告掲出可能範囲は窓枠から下の部分とする。
- (4) 屋根面については側面から20cm程度シートを巻き返すものとする。
- (5) 車体にバス事業者名等を表示し、路線バスであることを明確化する。また、表示に際しては、誰もが認識しやすい見え方(サイズや色彩等)について配慮する。

【図1】



6 広告内容

企業イメージの向上を目的としたものを原則とする。特に、次の事項については、 ラッピング広告として用いることのないよう留意すること。

- ・人権侵害、差別、名誉毀損に当たるもの
- ・違法又は反社会的な業務及び商品に関するもの
- ・政治的意見発表や論争となるもの
- ・布教を目的とするもの
- ・青少年の健全育成の観点から好ましくない業態及び商品
- ・性や暴力を意識させるもの
- ・身体の一部を殊更に強調するなど、生理的不快感を与えるもの
- ・容易に市民の理解が得られないもの

7 道路交通の安全性への配慮

- (1) 周囲の車両の運転者の誤認を招くようなラッピング広告としないこと。
 - ・光、蛍光、反射効果を有する材料は使用しない。
 - ・自動車の方向指示器や制動灯と紛らわしいものは使用しない。
- (2) 周囲の車両の運転者の注意力が散漫となるラッピング広告としないこと。
 - ・ストーリー性のあるデザインや、映像表示となっているものは使用しない。

8 審査会によるデザイン審査

- (1) 金沢らしいラッピング広告を掲出するため、意匠や色彩等について、専門的な 観点から審査を行う必要があることから、許可申請に先立ち、審査会によるデザ イン審査を受けること。
- (2) デザイン審査の趣旨は、本ガイドラインが示す事項を形式的に満足するかどうかではなく、金沢らしいラッピング広告として、良好な景観の形成に配慮されているかを審査するものであることから、次の事項を原則とする。
 - ・キャラクター、写真の使用は1種類までとする。
 - ・文字情報は過多、過密とならないよう必要最小限の情報にとどめる。
 - ・ラッピングバス1台に対して、複数の広告主がラッピング広告を表示しない。

ただし、審査会が、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性 ある美しい景観の形成に特に配慮されたものと認める場合は、この限りでない。